

修正概要

	防災計画 (修正前)	防災計画 (修正後)	章	節			区分	修正内容	理由・根拠
本編	P47	P47	第2章 災害予防計画	第8節 避難行動計画	第2 避難計画の作成	1 市の避難計画	修正	○「避難 勧告 等判断・伝達マニュアル」を「避難 指示 等判断・伝達マニュアル」に修正する。	○誤字修正。
	P52	P52	第2章 災害予防計画	第8節 避難行動計画	第6 避難基準の整備	4 避難対象区域住民に対する災害危険性の周知	追記	○水害における避難対象区域に「 その他河川(中小河川)の浸水想定区域 」を追記します。 ○その他河川(中小河川)について、「※資料編7-1 宇陀川・芳野川、その他河川(中小河川)浸水想定区域図 参照 」を追記し、資料編へ誘導する。	○令和5年7月の水防法改正に伴い、水位周知河川に加え、改正前には、洪水浸水想定区域の作成対象となっていなかった中小河川のうち、周辺に住宅などの防護対象のある河川が洪水浸水想定区域の対象に追加した。 ○奈良県が令和5年5月30日(奈良県告示第66号)に、宇陀市に係る中小河川(45河川)について、告示指定されたこと。
	P52	P52	第2章 災害予防計画	第8節 避難行動計画	第6 避難基準の整備	4 避難対象区域住民に対する災害危険性の周知	変更	○土砂災害における避難対象区域欄中、「土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある 土砂災害危険箇所 」を「土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある 区域 」に変更します。	●国土交通省水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課長、令和5年11月10日付国水砂第208号通知が、奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課長を通じ「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」今後の取扱方針が示されました。 ●「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称として「土砂災害危険箇所」を使用しないこととある。
	P53	P53	第2章 災害予防計画	第8節 避難行動計画	第6 避難基準の整備	5 水害に関する避難指示等の基準	追記	○ （2）その他河川(中小河川)における避難基準 中小河川については、水位計が一部しか設置されておらず、避難情報の発令の基準となる水位が設定されていないため、消防団からの現地情報や住民からの被害情報等により総合的に判断する必要がある。洪水浸水深水想定区域が示された中小河川への避難情報は以下のとおり発令する(※令和5年5月30日(奈良県告示第66号)告示指定(宇陀市に係る中小河川(45河川))」を追記します。 ○その他河川(中小河川)にかかると「 避難基準一覧 」を追記します。	○奈良県は令和5年5月30日(奈良県告示第66号)に、宇陀市に係る中小河川(45河川)について、告示指定した。
	P54	P54	第2章 災害予防計画	第8節 避難行動計画	第6 避難基準の整備	6 土砂災害に関する避難指示等の基準	修正・削除	○本文中「土砂災害危険地区」を「 土砂災害計画区域等 」に修正します。 ○表「避難指示等の対象地区」において「 区分欄 」を削除し、「避難単位欄」の「危険区域」を「 警戒区域 」に修正します。	● また、国土交通省水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課長、令和5年11月10日付国水砂第208号通知が、奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課長を通じ「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」今後の取扱方針が示された。 ● 「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称として「土砂災害危険箇所」を使用しないこととある。
	P82	P83	第2章 災害予防計画	第18節 水害予防計画	第1 洪水浸水想定区域における避難確保措置等	5 事業所等の避難確保計画、浸水防災計画の作成	追記	○「※資料編7－1宇陀川・芳野川浸水想定区域図参照」を「※資料編7－1宇陀川・芳野川、 その他河川(中小河川) 浸水想定区域図参照」とする。	○奈良県は令和5年5月30日(奈良県告示第66号)に、宇陀市に係る中小河川(45河川)について、告示指定されたこと。
	P158	P158	第3章 災害応急対策計画	第9節 受援体制整備計画	第4 緊急消防援助隊の応援要請計画	1 緊急消防援助隊の応援要請計画	変更・追記	○緊急消防援助隊の応援要請計画における奈良県広域消防組合への 応援要請方法 を変更します。 ○「 応援要請の要求フロー 」を追記します。	○これまで、緊急消防援助隊の応援要請は、各市町村がそれぞれ委請していたが、被害の状況、地元の消防力及び県内応援消防力だけでは十分な対応がとれないと市長が判断したとき、奈良県広域消防組合と市町村が直接協議し、速やかに緊急消防援助隊が活動できるように明文化されました。
	P218	P220	第3章 災害応急対策計画	第26節 文化財災害応急対策計画	第3 復旧対策		修正	○「※資料編 9－4 別表「文化財災害応急措置」参照」を「資料編 9－2 別表「文化財災害応急措置」参照」に修正する。	○誤字修正。
	P226	P228		第30節 ライフライン施設の応急復旧計画	第3 電力施設の応急対策(関西電力送配電株式会社)	1 通報・連絡	変更	○（1）通報・連絡の経路における「図」被害情報・復旧情報の県及び市等の連絡経路の「関西電力送配電(株)奈良 支社 」を「関西電力送配電(株)奈良 本部 」に変更する。	○組織改正によるもの。(今回の修正範囲外)
	P229	P231			第4 電信電話施設	1 西日本電信電話株式会社	変更	○「（1）発生直後の対応」で「イ 災害対策情報の連絡体制」におけるライフラインの「関西電力送配電(株)奈良 支社 」を「関西電力送配電(株)奈良 本部 」に変更する。	○組織改正によるもの。(今回の修正範囲外)
	P1	P1	1 自然条件・災害履歴等	1－1 気象観測データ			追記	○2023年における「 年間降水量 」及び、「 年間降水量の推移 」を追記します。	○気象庁ホームページより
	P8	P8	1 自然条件・災害履歴等	1－2 奈良県の主な風水害	③ 前線によるもの		追記	○令和4年9月2～3日に県北部で発生 of 浸水害を追記します。	○奈良県地域防災計画より
	P25	P25	2 市の災害配備体制に関する資料	2－2 防災拠点一覧	(6) 備蓄倉庫		変更	○下記地域の防災倉庫の場所を変更します。 大宇陀 野依地区 : のより農村ふれあい館 ⇒ 宇陀市学校給食センター 菟田野 宇賀志地区: 佐倉高齢者創作館 ⇒ 宇賀志消防会館	○宇陀市学校給食センター(令和6年9月)及び、宇賀志消防会館(令和5年9月)の運用開始に伴うもの
	P26	P26	2 市の災害配備体制に関する資料	2－3 指定緊急避難場所			変更	○下記、指定緊急避難場所における「風水害浸水」欄を下記のとおり変更します。 ・のより農村ふれあい館 : ○→「 si_2 」 ・宇陀市人権交流センター : ○→「 s_2 」 ・大和富士ホール : ○→「 t_2 」 ・榛原総合センター : ○→「 ma_2 」 ・音楽の森ふれあい館 : ○→「 ka_1 」 ・ふるさと元気村 : ○→「 m_2 」 ○注) 3)河川のコード U:宇陀川、H:芳野川 に新たに指定された中小河川の内、指定緊急避難場所に影響ある 6河川を下記のとおり表記する。 ・si: 芝生川、s: 四郷川、t: 天満川、ma: 町並川、ka: 川上川、m: 室生川	○令和5年5月30日(奈良県告示第66号)、市内45の中小河川が洪水浸水想定区域に告示指定されたため。

P27	P27	2 市の災害配備体制に関する資料	2－4 指定避難所			変更	○下記、指定緊急避難場所における「風水害浸水」欄を下記のとおり変更します。 ・のより農村ふれあい館 :○→「 <u>si_2</u> 」 ・宇陀市人権交流センター :○→「 <u>s_2</u> 」 ・大和富士ホール :○→「 <u>t_2</u> 」 ・榛原総合センター :○→「 <u>ma_2</u> 」 ・音楽の森ふれあい館 :○→「 <u>ka_1</u> 」 ・ふるさと元気村 :○→「 <u>m_2</u> 」 ○注) 3)河川のコード U:宇陀川、H:芳野川 に新たに指定された中小河川の内、指定緊急避難場所に影響ある6河川を下記のとおり表記する。 ・ <u>si:芝生川、s:四郷川、t:天満川、ma:町並川、ka:川上川、m:室生川</u> ○大宇陀地区の「旧野依小学校(ランチルーム)」を「 <u>宇陀市学校給食センター(付属棟)</u> 」に変更します。	○令和5年5月30日(奈良県告示第66号)、市内45の中小河川が洪水浸水想定区域に告示指定されたため。
P28	P28	2 市の災害配備体制に関する資料	2－5 福祉避難所			変更	○「室生福祉保健センター(ぬく森の郷)」とその他の福祉避難所を、 <u>「(1)指定福祉避難所と(2)福祉避難所に分けて表明記</u> します。	○「室生福祉保健センター(ぬく森の郷)」を令和3年7月15日付「宇陀市の指定福祉避難所」と位置づけ、指定・告示し、奈良県知事に報告しているため。
P30	P30	2 市の災害配備体制に関する資料	2－9 災害時ヘリコプター臨時着陸場			追加・削除	○「奈良県内飛行場外離着陸場一覧」の市内6箇所の離着陸場に改め、 ①「 <u>大宇陀運動場」「菟田野運動場</u> 」を追加します。 ②「 <u>県立宇陀高等学校大宇陀学舎グラウンド」「旧宇賀志小学校跡地」「県立橋生 昇陽高校グラウンド」「榛原中学校」「消防学校」「ふるさと元気村」「旧多田小学校」「旧室生東小学校」「カンデ山公園</u> 」を削除します。 ※「旧多田小学校」については、跡地活用により地元と協議され、令和6年11月に市内企業と賃貸借契約を締結し、事業用倉庫の建設用地として貸し出されており、使用できないため削除します。 ※但し、大規模災害時において、必要に応じて緊急的な利用はありえます。	○消防防災ヘリコプターの運航において、登録された飛行場外離着陸場への離着陸が理想との意見から。
P47	P47	4 物資等に関する資料	4－5 学校給食センターの能力・設備等			変更	○学校給食センターの能力などの情報を変更します。	○令和6年10月、旧野依小学校敷地内に新学校給食センターが完成し、運用開始したため。
P51	P51	4 物資等に関する資料	4－6 市保有車両一覧			変更・修正	○車両一覧の一部車両を変更及び修正します。	○公用車の更新、保管場所の変更による。
P56	P56	5 防災関係機関・団体等に関する資料	5－2 社会福祉施設一覧	(1) 通所介護		削除・追記	○「サポートセンターきずな」を削除します。 ○「有限会社うだ介護サービス」を追記します。	○「サポートセンターきずな」は令和6年3月31日付で閉所したため。 ○「有限会社うだ介護サービス」が抜けているため。
P58	P58	5 防災関係機関・団体等に関する資料	5－2 社会福祉施設一覧	(10)障害福祉サービス事業所		修正	○「訪問介護ヘルパーステーション シーズ」の住所を「榛原萩原264番地1」から「 <u>榛原萩原731番地1</u> 」に修正します。	○「訪問介護ヘルパーステーション シーズ」の住所地の記載誤りがあったため。
P62	P62	5 防災関係機関・団体等に関する資料	5－6 防災関係機関連絡窓口	4 指定公共機関		変更	○「関西電力送配電(株)高田配電営業所」の電話番号等について「0800-777- <u>8081(カスタマー)</u> センター)」を「0800-777- <u>3081(コンタクト)</u> センター)」に変更。	○連絡先の変更によるもの。
P63	P63	5 防災関係機関・団体等に関する資料	5－6 防災関係機関連絡窓口	8 公共的団体		修正	○宇陀市社会福祉協議会の住所を「宇陀市菟田野松井502番地」を「 <u>宇陀市菟田野松井486番地1</u> 」に訂正します。	○記載誤りがあったため。
P67	P67	6 消防等に関する資料	6－3 宇陀市消防団所有車両	(宇陀市消防団所有車両一覧)		修正	○榛原第2分団第2部消防車両「奈良800さ491」を「 <u>奈良800す7960</u> 」に修正します。	○宇陀市消防団組織再編計画に基づき、初年度登録から25年が経過した車両の更新に伴うもの。
P71	P71	7 水防・危険箇所等に関する資料	7－1 宇陀川・芳野川浸水想定区域図			修正	○「7－1宇陀川・芳野川浸水想定区域図」を「7－1宇陀川・芳野川、 <u>その他河川(中小河川)</u> 浸水想定区域図」と修正します。	○令和3年7月の水防法改正に伴い、周辺に住宅などの防護対象のある中小河川が洪水浸水想定区域の対象に追加され、令和5年5月30日(奈良県告示第66号)市内45の中小河川について、県が洪水浸水想定区域に告示指定したため。
—	P74	7 水防・危険箇所等に関する資料	7－1 宇陀川・芳野川浸水想定区域図			追加	○(3)芳野川浸水想定区域図の後に、「 <u>(4)その他河川(中小河川)浸水想定区域図</u> 」を追加し、「 <u>中小河川の一覧</u> 」及び「 <u>中小河川の浸水想定区域図</u> 」を追加します。	○令和3年7月の水防法改正に伴い、周辺に住宅などの防護対象のある中小河川が洪水浸水想定区域の対象に追加され、令和5年5月30日(奈良県告示第66号)市内45の中小河川について、県が洪水浸水想定区域に告示指定したため。
P76	P77	7 水防・危険箇所等に関する資料	7－3 市内河川一覧(一級河川)			訂正	○「滝の尾側」を「 <u>滝の尾川</u> 」に訂正し、「灰谷川」を「 <u>灰立川</u> 」に訂正。	○河川名の相違のため。

P106	P106	7 水防・危険箇所等に関する資料	7-13 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設			追加・変更	○今回洪水浸水想定区域指定された河川の内、該当する河川の記号を「天満川」は「t」、「室生川」は「m」、「香酔川」は「k」とします。 ○【新規】 洪水浸水想定区域の指定を受けた市内45河川の内、洪水浸水想定区域に入る要配慮者利用施設（2施設）を追加します。 ●事業所名：「ディケア吉井」所在地：榛原福地374-1、電話番号：0745-85-2888、 洪水欄：「k ○」を追記する（「香酔川」洪水浸水想定区域）。 ●事業所名：「ハートトゥーハート」所在地：榛原福地385、電話番号：0745-96-9066、 洪水欄：「k ○」を追記する（「香酔川」洪水浸水想定区域）。 3)【修正】 新たに洪水浸水想定区域に指定された河川の浸水想定区域内にある施設（2箇所）について「洪水欄」の表記を変更します。 ●「8 榛原東幼稚園」の洪水欄「○」を「t ○」に変更する（「天満川」洪水浸水想定区域）。 ●「17 特別養護老人ホーム室生園」の洪水欄「○」を「m ○」に変更する（「室生川」洪水浸水想定区域）。	○ 2016年（平成28年）台風10号による被害で、岩手県岩泉町にあるグループホーム利用者9名が犠牲になっている状況から、国は、2017年（平成29年6月）水防法・土砂災害防止法を改正し、要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を義務化しました。 ○ また、令和3年7月の水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域の作成対象となっていなかった中小河川（市内45河川）の洪水浸水想定区域への告示指定を令和5年5月30日（奈良県告示第66号）に奈良県が行った。
P177	P177	11 協定	11-6 宇陀市締結協定一覧			追加	○日本下水道事業団との「宇陀市・日本下水道事業団災害支援協定」（令和6年12月6日締結） ○佐川急便株式会社との「災害時における支援物資等の受入及び配送等に関する協定書（令和6年5月2日締結） ○SAR-DOG CWCとの「災害救助犬の出動に関する協定」（令和6年3月11日締結） 以上、新規締結の協定を追加。	○災害時における支援などの協定を新たに締結したため。
P177	P177	11 協定	11-6 宇陀市締結協定一覧			削除	○分類：相互協力における「災害廃棄物等の処理に関する基本協定・株式会社南都興産」が「6」と「28」で重複するため、「6」を削除する。	○重複による削除。
P179	P179	11 協定	11-6 宇陀市締結協定一覧			変更	○「奈良県立大字陀高等学校」を「奈良県立宇陀高等学校（大字陀学舎）」へ変更。 ○「奈良県立榛生昇陽高等学校」を「宇陀高等学校（榛原学舎）」へ変更。	○学校名の変更。

	P197	P197	14 条例・規則・要綱などに関する資料	14-1 宇陀市防災会議条例			変更	○第3条において、委員定数を「 40人 」から「 45人 」に改める。 ○同条第5項において、「自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者」を加える。 ○同条第6項(委員任期の範囲)において、「前項第8号及び第9号」を「前項第9号から第11号まで」に改める。 ○令和6年7月1日施行。	○令和6年6月議会において、宇陀市防災会議の充実を図るため、防災会議の委員として充てる者の中に「自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者」を新たに加え、定数変更を上程し、議会の承認を得た。
	P217	P217	14 条例・規則・要綱などに関する資料	14-9 宇陀市消防団条例			変更	○第3条(定員)において「 900人 」を「 800人 」に変更する。	○令和5年9月議会において、消防団条例における定数変更について上程、議会の承認を得たため。
	P218	P218						○第13条第1項「住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、 身をていして これに当たる心構えを持たなければならない。」を、「住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、 身を挺して これに当たる心構えを持たなければならない。」に変更。	○漢字表記により、理解しやすいため。
	P225	P225	14 条例・規則・要綱などに関する資料	14-10 宇陀市消防団の組織等に関する規則	別表第2(第11条関係)		修正	○「菟田野 第4分団 第1部消防機庫(菟田野古市場1301番地の1)」を「菟田野 第1分団 第1部消防機庫(菟田野古市場1301番地の1)」に変更(記載誤り)。 ○「 菟田野第3分団第1部消防機庫(菟田野宇賀志900番地の3)、菟田野第3分団第2部消防機庫(菟田野佐倉1140番地の1) 」を「 菟田野第3分団消防機庫(菟田野宇賀志177番地の1) 」に変更。	○記載誤り。 ○令和5年9月に宇陀市消防団菟田野第3分団消防機庫(宇賀志消防会館)が、令和6年2月に宇陀市消防団室生第2分団第2部機庫の建設完了し、運用開始したことにより、3つの部は、宇賀志消防会館へ統合し、菟田野駒帰と菟田野佐倉地内にある消防機庫を閉鎖した。